

広報

まちづくり情報誌

小田原

city of odawara public relations

5 2005
MAY
1日号

中心市街地の
整備を進めます


何	度	も
訪	れ	た
く	た	く
な	る	
ま	ち	な
み	を	
つ	く	る
た	め	に



中心市街地の整備を進めます

市では、うるおいやすらぎの感じられる快適な空間の整備を進めるため、「中心市街地アメニティデザインマニュアル」を定めました。

企画政策課 ☎33-1405



る まちなみをつくるために

市では、中心市街地を活性化させるため、平成14年9月に「中心市街地活性化推進本部」と「中心市街地活性化推進委員会」、そして城下町の魅力を生かした緑あふれる快適な都市空間づくりを進めるための「中心市街地アメニティデザイン推進委員会」を設けました。

この推進委員会では、平成15年度に、うるおいやすらぎの感じられる快適な空間づくりの基となる「中心市街地アメニティデザイン整備指針」を取りまとめ、主に中心市街地での公共施設の整備のあるべき方向性を示し、アメニティの推進体制と市民の関わりを定めました。

さらに一歩進めて、この整備指針を具体化するための新たな基準、「中心市街地アメニティデザインマニュアル」をつくりました。

しかし、アメニティデザインマニュアルという言葉に聞いて内容がすぐに思い浮かぶかたは少ないと思います。そこで、まちづくり論などの建築計画を専攻している、東海大学の加藤先生に「中心市街地のアメニティ」についてお聞きしました。

よく、アメニティという言葉に耳にするのですが、どういう意味なのでしょう。

加藤 一般的にアメニティという言葉は「快適性」と訳されることが多いですね。今回の例では、小田原駅を中心とした、いわゆる中心市街地の道路や建物のほか、オープンスペースや緑などでつくられた空間に身を置いて、いかに快適でいられるかととらえてもらいたいと思います。

——現在の小田原駅前を見ていた



【お話し】
加藤 仁美 さん

東海大学工学部建築学科教授。
工学博士、一級建築士。
東京都立大学大学院工学研究科
建築学専攻修士課程修了。
首都圏総合研究所研究員・
日本女子大学助手などを経て、現職



何度も訪れたくな

きました。が、どのように感じましたか。
加藤 第一印象はまちなみの連続性がないという事です。店のたたずまいなどでいいなど感じるものはいくつかあるんだけど散在しています。車も多いので、あまり散策したいという気持ちにはなりませんでした。

——そういえば、京都など賑（にぎ）を感じさせるところは気がつくけど相当な距離を歩いているという経験もありますね。
加藤 それが続性性という観点です。お城や西海子小路など小田原には見所があるのに、点でしかないから皆さんそこだけを見て帰ってしまう。もったいないですよ。歩行者の視点から、表通りだけでなく路地裏を含め、連続性を意識したまわづくりが進めば、もっと多くのかたがまちを散策すると思いますよ。

——他市の例で参考になるようなものがあれば教えてください。

加藤 参考になるかはわかりませんが、私がよく使う小田急線の新百合ヶ丘駅前の例をお話しましょう。あそこは駅前の再開発をするときに建物の色彩、屋外看板の大きさや場所などを規制しました。その結果、落ち着いた感じの新興住宅地にふさわしいまちなみができました。

小田原は、中世からの歴史があり、その歴史的なまちなみと活力のある新しいまちなみをどのように融和させるのか、難しい問題だと思います。既存の地域資源を生かすためには市民参加、地域にお住まいのかたや商店主などと話し合いを重ねて、しっかりと役割分担や計画を立て、点ではなく面としての広がりをもった計画を実現することが重要だと思います。

アメニティ デザイン マニュアルとは…

アメニティデザインマニュアルは、

- 1 緑化
 - 2 環境色彩
 - 3 ニューサルデザイン
 - 4 案内表示板
 - 5 無電柱化推進
- の5つの視点からマニュアルがつけられ、
拠点やまちなみ整備の方向性について
整理されています。
- 今後は、緑化マニュアル、環境色彩マニュアルの
全市的な基準づくりを進めるとともに、
マニュアルに基づいた整備計画を策定し、
市民の皆さんの意見も聞きながら
中心市街地の整備を進めていきます。



「環境色彩マニュアル」

環境色彩マニュアルは、建築物や屋
外広告物などを新たにづくり改修
する際に、小田原らしく美しい色彩景
観をつくるための手がかりとなるもの
です。

昨年は、市民の皆さんの参加を
得ながら「おだわらの彩り考え隊」に
よる色彩実態調査を行い、良い点や悪

「緑化マニュアル」

緑化マニュアルでは、中心市街地や
街路に緑をつくる具体的な方法や基準
を示しています。

これは行政はもちろん、市民、事業
者、自治会や商店街などが行う緑化へ
の取り組みの「手引き」とすることで、
緑の量を確保しながら質の良い緑をつ
くろうとするものです。

公共施設の緑化を行い緑の拠点と



今後とも、この5つのマニュアル
に基づき、市民の皆さんの意見もお
聞きしながら快適でうるおいのある
中心市街地の整備に努めていきます
ので、ご協力をお願いします。

し、駅とそれらの拠点を結ぶ道路で緑
のネットワークをつくっていきます。
また、街路樹の形状や樹間距離を定め
たり、路線ごとの樹木の種類を推奨す
るほかプランターなどを活用し、花に
よる色彩的な魅力を創ります。

中心市街地に緑を増やすため、市
民、事業者、自治会や商店街などに
よる緑化の取り組みも期待します。

い点の意見を出してもらいました。こ
れらの調査結果などを基に研究を行
い、駅東口広場周辺や主な通り沿いの
色彩基準案を作りました。

今後は、この基準案を参考に色彩計
画の専門家や皆さんの意見などを参考
にしながら環境色彩マニュアルを完成
させます。



「ユニバーサルデザインマニュアル」

「ユニバーサルデザイン」とは、「ある特定の人のためだけでなく、障害や年齢、国籍、性別などの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくり、などを行う」という考え方です。

デザインマニュアルでは、ユニバーサルデザインの理念の普及や模範を提供できるよう、まずは「市ユニバーサルデザインマニュアル」を作成し、市の公共施設の計画・整備をする際の基準としていきます。

「案内表示板マニュアル」

案内表示板マニュアルでは、地図が記載された案内図などの案内サイン、矢印などで、施設などへ歩行者を誘導するための誘導サインなど4つの公共サインを定め、中心市街地を歩いて回遊できるエリアを拡大させるよう、①小田原駅（お堀端ルート・国道255ルート）より近い交流館エリア②小田原城址公園エリア③旧東海

道小田原宿エリア（江戸口見附）板橋見附④板橋エリアの4エリアを設定し、サイン整備を進めていきます。このマニュアルに基づき、すでに小田原駅から城址公園までのルート上に、新しいデザインの誘導サインが設置されています。今後も年次計画を立て、サインの整備を進めていきます。



「無電柱化推進マニュアル」

無電柱化とは、道路上にある電気・通信線を地下に埋めて、道路の表面から電柱・電線を無くすことです。

無電柱化推進マニュアルでは、景観上の効果はもちろん、市民や本市を訪れるひとが「安心」と「やすらぎ」を感じられるよう、また、災害時における緊急輸送路の確保などの都市防災機能を向上させるための中心市

街地無電柱化推進プランを定めています。

無電柱化の事業は、国の地中化計画により昭和61年度から進められており、本市では、小田原駅周辺地区内の幹線道路を中心に約2km、地中化率6割程度の整備を終えています。しかし、十分な整備とはいえないので、さらなる整備を進めていきます。

今月には、納税通知書をお送りする月ですので、日ごろ多く寄せられているご質問にお答えします。



土地・家屋の評価はどのように行っているのですか？

土地・家屋の評価は、「固定資産評価基準」に基づいて行っています。

この評価基準は、地方税法の規定により総務大臣が告示する固定資産評価の基準や評価方法、手続きを定めたものです。



平成13年に住宅を新築しましたが、平成17年度分の家屋の固定資産税が急になくなっていきます。なぜですか？

新築された住宅は、原則として初年度から3年間に限り、床面積の120㎡(約36坪)までの固定資産税額が2分の1に軽減されます。

平成13年に新築した住宅の場合、翌年度の平成14年度から課税されますので、平成16年度までの3年間は、固定資産税額が2分の1に減っていました。平成17年度からは軽減期間を過ぎたので、本来の税額に戻り、家屋の固定資産税が高くなったわけです。

なお、3階建て以上の中高層耐火住宅については、原則として5年間固定資産税の税額が2分の1に軽減されます。

固定資産税ってなに？

固定資産税は市内の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される地方税です。この税は、平成17年度予算額で市税全体の約50%を占め、市民サービスや公共事業などを行うための重要な税金です。

◎資産税課 ☎33-1361



土地の評価額が前年に比べて下がっているのに、土地の固定資産税は上がっています。どうしてでしょうか？

土地の固定資産税は「税額Ⅱ課税標準額×税率」という式で求められますが、課税標準額は、固定資産の価格(評価額)と本来同じであると考えられています。

評価額は、平成6年度の評価替えにより、全国的に地価公示価格や相続税などの土地評価と均衡を図るために、地価公示価格の7割を目途に評価されています。

課税標準額は、税額が急激に増加することのないよう、徐々に評価額に近づけていく負担調整措置がとられました。その後、地価の下落が続き、地域によって下落状況が大きく異なったため、負担水準①にばらつきが生じることになりました。このため、平成9年度の評価替えからは、負担水準を均衡化させる仕組みがとられました。

固定資産の縦覧を行っています

日時 5月31日迄まで、
8:30~17:00
(土曜・日曜・祝祭日は休み)
場所 資産税課(市役所2階)

※縦覧期間中は混雑が予想され、お待ちいただく場合があります。
※縦覧と閲覧の内容については、「広報おだわらいふ」3月15日号をご覧ください。

$$\text{負担水準(\%)} = \frac{\text{16年度課税標準額}}{\text{17年度評価額}} \times 100$$

また、3年ごとに評価替えをしていますが、地価が下落していることから、毎年7月1日の状況を調査して、地価の下落率を評価額に反映する下落修正を行っています。

負担水準を均衡化させるため負担水準の高い土地については、税負担を引き下げたり据え置いたりしています。

しかし、一部負担水準の低い土地については、税負担の引き上げをお願いしています。

(※「負担水準」とは、評価額に対する税負担の割合)





門や塀は家屋として課税されるのですか？

固定資産税の対象となる家屋は、住宅や店舗、工場、物置など、土地に定着した建物のことをいいます。また、給水、排水、電気などの設備や、ペランダ、玄関ポーチ、造り付けの家具なども評価の対象となります。

しかし、門や塀、柱と屋根だけの車庫などは建物ではないため、家屋としては、課税の対象にはなりません。なお、事業用の資産は、償却資産として課税の対象となります。



住宅を取り壊したら税金が上がりませんが、建物の分が減るので、は？

住宅が建てられていたときの土地の固定資産税は、「住宅用地の課税標準の特例」により、課税標準額を評価額の6分の1または3分の1に引き下げて算出しています。住宅を取り壊すと、この特例がなくなるため、土地の固定資産税は本来の税額に戻ります。そのため、住宅に課税されていた分を差し引いても、税額が増えてしまうことがあります。



農業委員会から農地転用(農地法第4条・第5条)の許可を取りましたが、このときの農地の評価はどうなりますか？

農地転用の許可を取った農地は、宅地などの農地以外への転用や売買などでもできるようになり、価値が増えるので、農地転用の許可を取る前の農地と比べて評価は上がります。



今年の2月に土地と家屋を売却しましたが、固定資産税の納税通知書が送られてきました。どうしてですか？

土地と家屋の固定資産税は、その年の1月1日現在、登記簿に登記されて



事業を始めましたが、償却資産の申告は必要ですか？

償却資産とは、土地・家屋以外の資産で、事業のために用いることができる機械、IT関連機器、建設機械、船舶、各種備品などですが、その資産を市内に所有する法人や個人事業者は、申告が必要となります。また、賃貸借契約(リース)により、これらの資産を貸し出している事業者も、申告しなければなりません。なお、償却資産の申告期間は、毎年1月中となっています。



いる所有者や未登記となっている家屋の所有者に課税されますので、年の途中で土地と家屋を売却しても、その年の税金は全額課税されます。

なお、このような場合、税金の支払い方法は売主と買主との間で、契約書などによって取り決めることが多いようです。



共有者用納税通知書というものが送られてきましたが、これは何ですか？

土地や家屋を共有で所有されている代表者以外の共有者に送らせていただいた納税通知書です。この通知書は、共有でお持ちの固定資産の固定資産税・都市計画税の総額と期別納付額などお知らせするものです。記載されている金額は、共有者の持分によって分割したものではありませんのでご注意ください。

なお、税金をお納めいただく際に必要な納付書は、共有名義の代表者に送付しています。

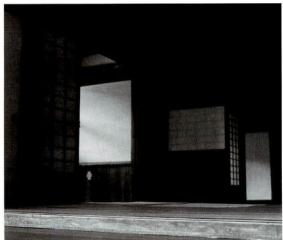


所得証明書や固定資産の評価証明書など、市税の証明書がほしいのですが、どこで受け取れますか？

資産税課(市役所2階11番窓口)、連絡所、支所、マロニエ住民窓口で申請ができます。

また、住宅用家屋証明書や地籍図の写しなどについては、資産税課での取り扱いになります。

なお、ご申請の場合には、窓口に来られるかたの住民基本台帳カード・運転免許証・保険証などの身分証明証をご持参ください。受付時間、手数料、代理人申請など、詳しくはお問い合わせください。



耐震診断と耐震補強工事の補助を開始

新潟県中越地震や九州福岡での地震など、最近大きな地震が観測されています。これらの地震は人ごとではありません。そこで、市では本年度から、古い木造住宅の耐震診断と耐震補強工事の費用の一部を補助する制度を始めます。

☎防災対策課 ☎33-1855
建築指導課 ☎33-1433



市長随想

小田原の子供達

文 小澤良明

早春の一日、「きらめき子どもフェスタ」に出かけた。併催の「少年少女オーシャンクルーズ」事後研修、強烈なリズムが流れるステージで、会場で踊りを揺らし手拍子を打って歌い踊りまくる子供達。先輩、後輩、仲間達同士の強い絆を目の当たりにして、目頭が熱くなるような感動を覚えた。

子供達主導の作品展示、手作りのプラネタリウム、お化け屋敷、子ども人形劇、と多彩なしつらえにも驚かされた。中央公民館の上から下まで駆けまわり、笑い合い、交歓する子供達。こんなにエネルギーッシュでパワーを絶えずゲストテイチャーとして城南中と曾我小を訪問した。

城南中二年二組では「夢の実現に向けて」、曾我小五年生のクラスでは「元気な小田原」というテーマで私の話を聞いてもらい、意見交換をした。生徒達の緊張ぶりをさることながらむしろ私の方が慣れないことで何倍も緊張してしまっていた。

戦後の貧しい時代に育って食事や衣服も粗末、遊びも荒っぽかった。しかし友情や先生への思いだけはあふれるほど一杯あった。映画監督になりたいという自分なりの夢もあったが残

地震はいつ起こるか分かりません。

特に本市は、駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの東海地震、相模トラフを震源域とする南関東地震のほか、県西部地震や神郷・国府津―松田断層帯を震源とする地震など、大きな地震による被害がいつ発生してもおかしくない状況にあります。

また、阪神淡路大震災では、犠牲者のうち8割強が建物の倒壊による圧死であったことや、それら家屋により道路がふさがれ、救出・救助が遅れたことなどから、市では、国の東海地震対策大綱や緊急対策方針などを踏まえ、地震の被害を軽減できるような、避難路の確保や建築物の耐震化の促進についての調査、研究を行っています。

その一環として今年度から、既存の

制度に加え、市民の皆さんがご持ちで現にお住まいの木造住宅のうち、次の条件を満たすかたに耐震診断と耐震改修工事費用の一部を補助します。

●簡易耐震診断費補助金

住宅の簡易耐震診断をする際の費用の2/3の額を、2万円を上限に補助します。

対象

- ①昭和56年5月31日以前に建築された一戸建住宅、2世帯住宅、併用住宅
- ②2階建以下
- ③柱組壁工法、プレハブ工法で建築してないもの
- ④耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となる工事



●木造住宅の耐震改修工事費補助金

耐震改修工事を行う場合、工事費用の1/2の額を、50万円を上限に補助します。

対象

- ①昭和56年5月31日以前に建築された一戸建住宅、2世帯住宅、併用住宅
- ②2階建以下
- ③柱組壁工法、プレハブ工法で建築してないもの
- ④耐震診断の結果、総合評点が1.0未満が、改修後に総合評点が1.0以上となる工事

水道送水管破損事故から給水復旧までの経過

4月12日早朝に扇町で水道送水管の漏水が発生し、原因究明と復旧のため送水を停止しました。

破損した送水管は、水源地と小峰配水池を結ぶ大動脈ともいえる直径60cmの管であったため、緑4丁目、城山、十字4丁目、荻窪の一部、谷津、板橋、南板橋2丁目、風祭、入生田、水之尾、早川、城内の一部、南町の約7,000世帯が断水となりました。三の丸小・早川小・城山中を拠点とし、応急給水を行い、翌

朝までにほぼ復旧しました。

しかし、13日朝に今度は小田急線線路内で漏水が発見され、小田急電鉄と協議し、電車の安全運行のため前回と同地区で断水しました。そこで、給水拠点を、前日の3か所に早川河原公園、大窪小・城南中・市役所・城山陸上競技場を加えた8か所に設置。日本水道協会神奈川県支部の県と県内市町の応援を受け、24時間体制で給水活動を行いました。

また、協定に基づき、市と箱根町の

緊急対策本部 ☎331855

境界にある緊急連絡管の弁を開けるなど、あらゆる手を尽くしました。

14日未明、上り線路真下に破損箇所が確認され、完全復旧には相当の期間がかかるため、破損箇所を迂回した仮設送水管の設置工事を行い、17日にはほぼ復旧しました。

なお、随時防災無線や市ホームページ、小田原ケーブルテレビ、FMラジオのほか、市職員が断水地区を直接訪問して文書を配布し、情報提供に努めました。



生徒達は私の個人的な思いやまちづくりの話を終始背筋をキチッと立て真剣な表情で聞いてくれた。そんな雰囲気の中だから私も思いのたけを素直に話すことができた。みんなの夢や希望について聞きたいという私の質問にも沢山の手があがりきちんと答えてくれた。給食の間では、緊張がほぐれたみんなから質問攻めにあい、大いに話しが弾んだ。

城南中、曾我小の生徒達一人一人から後日いいねいな礼状や感想文をいただいた。何回読み返しても自然と笑みが浮かんでくる。私の宝物である。それぞれの場所で小田原の子供達がたくましく生きている。ママの現場をしつかりとこの目で確認できた。「小田原の子供達は大丈夫」、「小田原の未来は安心」、「そんな思いを強くした嬉しい春だった。

「お城通り地区再開発事業」の 市民説明会を開催

◎広域交流拠点整備課 ☎331654

国際的観光地「富士・箱根・伊豆」の玄関口、県西部の中核的都市小田原に求められている「人、もの、情報」の広域的な交流拠点づくりのため、市では民間の地権者とともに小田原駅前の再開発を計画しています。

都市型ホテル、コンベンション、オフィス、商業施設のほか賃貸住宅や展望室などを民間活力を活用し整備する予定です。

「広報おだわら」1月1日号、4月1日号でお知らせしましたが、さら



再開発後のイメージ

に市民の皆さんのご理解を深めていただくため、市民説明会を開きます。どなたでも自由に参加できますので、多くの皆さんのご出席をお待ちしています。

第1回目

日時 5月12日(木)19時～21時

(受付18時30分から)

場所 保健センター

第2回目

日時 5月13日(金)19時から21時

(受付18時30分から)

場所 市民会館

第3回目

日時 5月15日(日)14時から16時

(受付13時30分から)

場所 マロニエ

第4回目

日時 5月22日(日)14時から16時

(受付13時30分から)

場所 尊徳記念館

※市民会館には駐車場がありませんので、お車でお越しの場合は、周辺の駐車場をご利用ください。

おだわらインフォメーション

Odawara Information

酒匂川流域の都市づくり まちなみマップができました

◎都市計画課 ☎331571
県都市計画課 ☎04542106179

県と酒匂川流域の2市5町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)や地域の皆さんなどで設立した「酒匂川流域の交流ネットワーク会議」では、平成15年5月に酒匂川流域を一つのまちと捉え、「酒匂川流域の都市づくり」提言をとりまとめました。

この提言に基づき、皆さんが住んでいる地域の素晴らしさや魅力を再発見し、共通認識を持つことで、今後のまちづくりに活用されるよう、「酒匂川流域の都市づくり まちなみ

マップ」を作成しました。

マップでは、酒匂川流域の歴史・文化的な建物や街道、豊かな自然が残されている地域や、産業の発展とともに歩んできたまち、人や物の交流により発達しているまちなど、人々が行き交い、にぎわう魅力的な地域を「まちなみ」という視点から、「歴史・文化」、「自然」、「産業・交流」に分類した32か所を選び、写真とともにその特徴を紹介しています。マップは、市役所や各支所、連絡所などのほか、足柄上や西湘地域の県政総合センターなどで配布しています。

なお、「酒匂川流域の都市づくり」については詳しくは、次のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/tosikeikaku/sakawaw/index.htm>



開設2周年!

西さがみ連邦共和国消費生活センター

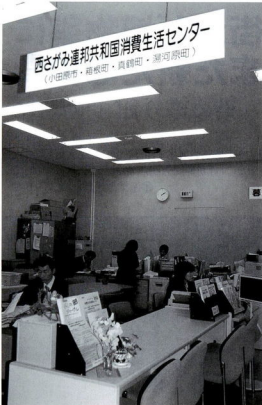
西さがみ連邦共和国(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町)圏域の皆さんの相談に応じるため、市役所2階に設置している消費生活センターが、開設2周年を迎えました。

消費生活センター ☎ 33 1 7 7 5 相談専用ダイヤル ☎ 33 1 7 7 7

消費生活センターは商品・役務そのほかの消費生活での相談ができる窓口です。2年間で6,200余件の相談などが寄せられました。

センターには専門の消費生活相談員が常駐し、皆さんの相談をお受けしています。困ったことや疑問があったら悩まずにお電話ください。

相談日 月曜日から金曜日
(年末年始、国民の祝日などを除く)
相談時間 9時30分~12時・13時~16時



この4月には「消費者基本計画」が閣議決定され、県消費生活条例も改正、一部施行されました。センターでも啓発活動など、これらを踏まえた施策を行っていきます。

消費生活講座を出前します

各種団体や個人のグループからの申し込みにより、希望の時間・場所にて、悪質商法への対処法など、消費生活に

関するテーマで講師を派遣します。昨年度は1,260人が受講しました。老人クラブや会社の研修などにもぜひご利用ください。

西さがみ連邦共和国消費生活センターWEB e1-CAC

インターネットを活用して消費生活情報を提供する「西さがみ連邦共和国消費生活センターWEB e1-CAC」も開設1周年。アクセス件数2万6,000件、ユーザー登録3000人を実破しました!

「よくある質問データベース」では、皆さんから寄せられた質問への回答を掲載しています。日ごろ悩んでいることの解決の糸口が見つめるかもしれませんので、一度のぞいてみてください。

〔左表〕よくある質問の順位

順位	内容	対処法
1位	身に覚えのある利用料請求の対処方法は?	利用したサイトの正当な請求者かどうかや請求明細を明示してもらい、確認して対応。すぐに支払う必要はない。
2位	身に覚えのない情報料請求の対処方法は?	身に覚えがなければ、無視をする。請求書を保存、警察にも相談する。
3位	クーリングオフ制度・どんなものにつかえるの?	販売方法別のクーリングオフ期間は訪問販売などは8日間、マルチ商法、内職・モニター商法は20日間。通信販売や自動車はクーリングオフできない。化粧品などは、使った部分はクーリングオフできない。

5月は消費者月間

今年「活かそう権利 めざそう自立」を統一標語とし、内閣府を中心に全国各地でさまざまな行事が行われます。市でも、圏域で活動する消費者団体と行政が連携・協働し、圏域住民の消費生活の安定と向上を目的に、「西さがみ連邦共和国圏域消費者団体・行政連絡会」を開きます。

日時 5月31日(火) 13:30~14:30

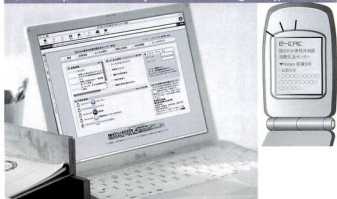
場所 中央公民館

内容 圏域消費者団体と行政との情報交換

※傍聴希望(申込制)のかたなど、詳しくはお問い合わせください。

パソコン・携帯電話共通アドレス

URL <http://www2.city.odawara.kanagawa.jp/ecac/>



街かど博物館に またまた新たな仲間

「染め織り館」山田呉服店

まちの歴史や魅力を体験や展示で知ることができて大好評の「街かど博物館」。新たに1館が仲間入りして合計16館になりました。

◎産業政策課 ☎33-1519



館長の山田彰夫さん

和服は日本文化で重要な位置を占めています。歌舞伎や茶道、華道などの伝統芸能は着物なくして語れません。よく「着物を着ている人を見るとほっとする」という話を聞きますよね。多くのかたが洋服を着ている今でも、日本人



の中に「和の心」というものが残っているからだと思います。これからもその和の心や和む雰囲気というものを守っていきたく思っています。

また、昭和初期まで小田原に政財界の重鎮や文化人が多く滞在していたのは、温暖な気候や風土、恵まれた自然から与えられた新鮮な海や山の幸も大きな理由だと言われていますが、最も大きな理由は北条氏の時代から脈々と受け継がれてきた文化の集積にあったと思います。着物もいわゆる民族衣装としては、工芸的、美術的水準の高いものです。皆さんも着物を通して日本文化に触れてみませんか。

中

心市街地の魅力を再発見し、回遊性を高める拠点として、また地場産業などの既存の店舗・工場などを改装し、小田原の文化や産業・職人技に触れ、街の歴史・魅力を知ることができる「街かど博物館」15の博物館では、古くから受け継がれてきた小田原の伝統を肌で感じることができ、小田原の新たな魅力を発信しています。

この街かど博物館に、また新たな仲間ができました。街かど博物館初の衣類の博物館で、今年創業120周年を迎える老舗呉服店です。店内には絹織物をつくる工程が詳しく解説されているほか、染物の型紙なども展示されています。

時間 9時30分～18時30分(日曜日休む)
場所 本町3-5-23(なりわい交流館5F)
電話 224714

そのほかの街かど博物館

※各博物館とも入場無料です。

- ①柳万資料館(橋下鳩心屋)
- ②かまぼこ伝説館(丸之田代)
- ③工芸資料展示館(栄町松坂屋)
- ④薬博物館(済生堂薬局小田本店)
- ⑤木象殿ギャラリー(内田木象殿製作所)
- ⑥ひもの工房(早瀬亭八通店)
- ⑦かまぼこ博物館(給養)
- ⑧駒形さやちのい(松崎屋陶器店)
- ⑨密木ギャラリー(密木木工房)
- ⑩和菓子伝説館(正木堂本店3階)
- ⑪ゆ・器ギャラリー(石川漆器)
- ⑫倭紙茶舗 江崎
- ⑬かつおぶし博物館 龍巻
- ⑭ひもの体験館 カネタ前田商店
- ⑮どうぶ工房 下田呉服店



地域センター 愛称募集!

◎地域政策課 ☎331388



地域における文化活動や交流の場。そして行政窓口を備えた地区住民の活動拠点として、「仮称」富水・東富水・桜井地域センターを、今年8月の開館を目指し、建設中です。

このたび、このセンターの愛称を募集します。名称は城北タウンセンターに愛称を加えたものになります。

応募方法
5月16日(月)まで(必着)に、はがきに住所、氏名、電話番号、愛称とその意味を書いて郵送
〒2508055
小田原市地域政策課
※採用した中からお一人に記念品を贈呈します。

今日の笑顔

元氣あふれる人たちの笑顔は、
見ている人たちにも
力を与えてくれるもの。
今回から始まるこのコーナーでは、
みんなが元気になるように、
素敵な笑顔をお届けします。

「3年前から、ミス。ではなく、男性も応募できるものになったと聞いて、ずつと興味を持っていました」と語るのは、昨年の8月に結婚したばかりという、葛西夕美子さん。

応募したときの自己紹介に「笑顔に関しては、私のポリシーとして書いています」と書いたとおり、常に笑顔を絶やさないのが印象的でした。

自然に恵まれたこの小田原を多くのかたに紹介したいという気持ちに「家族も協力的」と微笑む。何事にもプラス思考で、失敗を恐れずにいろいろなことをするのが大好きという彼女。落ち着いた雰囲気は、頼もしさを感じさせられました。

「市外の人には、意外と小田原のことを知らないんですよ。静岡県だと言われたり、箱根と区別がつかなかったり。観光大使として、小田原の存在感をもっと高めなくちゃいけないと思つています」と少女のようなつづらなひとみをキラキラさせながら語るのは、大学4年生の大橋のみささん。

特技が暗算・百人一首にピアノ。曲まで作ると言う彼女は、いわゆる右脳人間。暗算は、3けたの掛け算くらいなら問題なく即答できるとのこと。ピアノでの弾き語りも好きで、バンドも組んでいたそうなので、どこかで自慢の歌声を響かせるチャンスがあるかもしれないですね。

「留学した」とよって、人や物事との出会いは一期一会であると身をもって知りました。それからは何でも積極的に取り組み、今を目標一杯楽しむようにしています」と、こちらをまっすぐに見つめて語つてくれたのは、大学2年生の安藤彩羅さん。

市役所市長室にて。「私が毎日勤務するのすの座り心地はいかがですか?」との市長のいきなり計らいに思わずにつこりの三人。左から葛西さん、大橋さん、安藤さん



小田原観光大使

記念すべき第1回目は、4月1日に就任したばかりの「小田原観光大使」の3人です。

小田原観光大使とは、小田原のまちの魅力を広くPRしていただくために創設されたもので、今年度で第三代目になります。

4月1日の観光大使就任式当日、緊張気味の皆さんにインタビューをしてみました。

中国語を生かしたPRをしたいという彼女は、高校生のときから中国語を学び、中国の大連に1年間留学していたそう。最近では、小田原にも海外からのお客が増えていますし、特に中国へは観光プロモーションも積極的に進んでいます。そういうときに中国語が堪能な観光大使とは、まさにうってつけ。心強いことこの上なし。

観光大使の順番は、年間30回ほどあるとのこと。これから1年間、その素敵な笑顔で日本中、いや世界中に小田原を紹介してもらえたいでしょう。

5月3日の小田原北條五代祭りでは、お披露目をかねてパレードに加わります。見かけたら、ぜひ声をかけてあげてくださいね。

すこやかに 子どもを育む 地域の環

小田原市次世代育成
支援対策行動計画が
スタート



子育て支援課 331453

市では、さまざまな児童育成のため
の施策を進めています。核
家族が進み、近隣関係が希薄になっ
ている今、家庭や地域での子育て力が
低下し、子どもがすこやかに育って
いくための環境整備が重要な課題になっ
ています。

そこで、平成15年7月に制定された
「次世代育成支援対策推進法」の趣旨
にのっとり、次代を担う子どもたちが
すこやかに成長するよう、また子育て
中の人やこれから子育てをしようとする
人が安心して子育ての楽しさや喜び
を感じる事ができるよう、保健、福
祉、医療、教育、生活環境、労働など
の広範囲にわたる施策を総合的・計画的
に進めていくために、「小田原市次

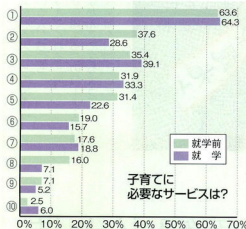
世帯育成支援対策行動計画」を策定し
ます。

計画の期間

この計画は、平成
17年度から平成21年
度までの5年間を前
期計画とします。

前期計画の成果
を検証しながら必要
な見直しを平成21年
度までに行つたうえ
で、平成22年度から
平成26年度までを後
期計画とします。

平成	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
本計画(前期計画)	■					見直し	次期計画(後期計画)				



- ① 子どもを遊ばせる場や機会の提供
- ② 親のリフレッシュの場や機会の提供
- ③ 子育てに関する総合的な情報提供
- ④ 親の不安や悩みの相談
- ⑤ 子育て中の親同士の仲間づくり
- ⑥ 父親の育児参加に関する意識啓発
- ⑦ 子どもの病気や障害についての相談
- ⑧ 子どもが発達や幼児教育のプログラムの提供
- ⑨ 子育てについての講座
- ⑩ 特になし

本市「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定のための
ニーズ調査」(平成15年度実施)より
※回答数:就学前1,832人、就学1,488人 複数回答可

基本理念

この計画は、子育てをする家庭を中
心に、学校、地域、企業、行政などの
社会全体が保護者と一体となって子育
てに取り組み、小田原の子どもたちを
たくましく心豊かにはぐくむことを目
指して、次のように基本理念を設定し
ます。

すこやかに子どもを育む地域の環
子育て安心都市小田原

基本目標

■母と子の健康づくり
妊娠期から乳幼児期を通じた母
子の健康を確保するため、健康診
査、訪問指導の充実、育児相談体制
の強化と父親の育児参加を促す意
識啓発を進めていきます。

■親と子の学びと育ちを支援する
しくみづくり
家庭、学校、地域、企業、行政が
連携して、子どもはもちろんのこと
、親に対しても多様な学びの場、
体験の場の提供に努めていきます。

■小児医療体制の充実、医療費負担
の軽減などにより、安心して子供を
生み育てられる環境づくりを進め
ていきます。
■すべての子育てが家庭を支援する
しくみづくり
子育てをしているすべての家庭
を支援するため、子育てに不安を
持つ保護者の相談に応じ、子育てと
仕事を両立するための多様な保育
サービスを充実していきます。
子育てへの関心と理解を高め、子
育てを市民全体で支える意識の醸
成に努めていきます。

学校では、子どもの確かな学力と豊かな心をはぐくみ、すこやかな体をつくっていくために、一人一人に応じたきめ細かな指導を行うなど、教育環境の整備を進め、子どもが主体性を持って、個性豊かに育つていよう支援していきます。

■安心して子育てできる生活環境づくり
子どもや子ども連れの親が安心

子育て支援フェスティバルを開催

●子育て支援フェスティバル実行委員会事務局(子育て支援課内) ☎331454

日時 5月29日(日)10時～15時
場所 マロニエ

※「小田原市次世代育成支援対策行動計画」については、子育て支援課ホームページでもご覧になれます。
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/idou/>

次世代育成支援対策行動計画のスタートに合わせて、これまで皆さんに親しまれてきた「はつらつエンゼル・愛の環フェスティバル」が生まれ変わります。

今回からは、「子育て支援フェスティバル」と名称変更し、地域全体に子育て支援の環を広げるために、市内の保育所、幼稚園、民生委員児童委員、ボランティアグループ、企業、行政など、さまざまなかたがたに参加していただき、実行委員会により開くことになりました。

親子で楽しめるゲームや実演など内容も盛りだくさん。子育ての相談コーナーなど知識や情報も発信します。

- 「参加団体による展示・発表」
- 保育所・幼稚園の紹介
- 子ども人形劇団「ニコニコ」
- 親子で遊ぼう！手づくりおもちゃの製作
- おやつづくりの実演と試食
- 社会福祉協議会の紹介
- 通園事業の紹介
- 幼児向け遊びの紹介
- ダンボールおもちゃの展示と実演
- 青少年育成事業の紹介
- 子育てサークルの紹介
- 医師・保健師による育児相談
- 各種模擬店
- フリーマーケット(おでん、フランクフルトなど)
- スタンブラー
- 「ふれあいステージ、ラッコステージ」
- キャラクタージュ
- わらべ歌
- みんなで元気に遊ぼう(歌と踊り)
- 子どもたちによる手話ソングの発表
- 大型紙芝居
- パネルシアター
- 子ども向けマジック





たった1時間。
されど1時間の清掃活動で
酒匂川をきれいにしよう!
◎地域政策課 ☎33-1457

例年4,000人以上が参加する「クリーンさかわ」。初夏の心地よい陽気の中で、家族、友人を誘い合って清掃活動に参加しましょう!

主催 小田原市自治会総連合

集合場所
市内の酒匂川流域を九つのブロックに分け、各ブロックごとにブロック本部があります。最寄りのブロック本部で受け付けてください。その際に、ごみ回収用の袋をお配りします。なお、総本部は、富士道橋左岸上流です。

参加方法
①酒匂川流域にお住まいのかたは、地域の自治会を通じてご参加ください。
②そのほかの地域にお住まいのかたや企業(団体)で参加をされるかたは、お電話でご連絡ください。
※大雨・河川増水時は中止します。

小田原の自然環境を みんなで守ろう

酒匂川一斉清掃「クリーンさかわ」

日時 **5月22日** 日 9:00~10:00
場所 酒匂川流域

前回参加者から一言



川橋さんご家族(飯田岡在住)

参加してみても、空き缶やペットボトルだけでなく、タイヤや冷蔵庫、自転車など何でもこんなものがここに捨ててあるんだろうと驚きました。酒匂川は望も生息しているきれいな川。夏のナイトワークできれいな望が見られるよう、ごみを捨てないようにしてほしいな。



門脇さんご家族(蓮正寺在住)

もう10回以上参加しているかな。このごろは釣り人のマナーが悪くなったのか、釣り針や糸が多くて危ないね。クリーンさかわに参加すれば、自然にこみの捨てかたなど、マナーも身につくと思う。年1回でなく、もっとやってもいいんじゃないかな。

お 詫 び

去る、4月12日以来、市内扇町1丁目地内で二度の水道送水管破損事故が発生し、5日間にわたり市内約7,000世帯に及ぶ断水となりました。

断水地域の皆様をはじめ、多くの皆様に大変ご迷惑をお掛けいたしましたことに対して、深くお詫び申し上げます。

今後は、この事故の原因の究明と既設管の修復方法等を含めた対策に全力を尽くし、再発を防ぐよう取り組むとともに、今回の経験と反省を今後の対応にしっかりと生かしてまいりたいと存じます。

なお、自治会の皆様・民生委員の皆様を中心に地域の皆様には、固い結束力でこの事態に対処していただきましたし、また、多くの皆様から一方ならぬご支援・ご協力をいただきました。心から感謝申し上げます。

小田原市長 小澤 良明

小田原市水道送水管破損事故
緊急対策本部

小田原市水道局